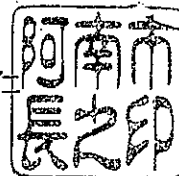


社会福祉法人 柏涛会 殿

阿南市長 岩浅 嘉仁



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
に基づく実地指導の結果について（通知）

貴法人が運営する指定障害福祉サービス事業所に係る実地指導を実施した結果、次の事項について、是正又は改善を図る必要があると認められました。

なお、現地において指示した事項も併せて留意の上、適正な事業の実施に努めてください。

1 実地指導を行った事業所

- (1) 障がい者地域生活自立支援センター（ばんそう S & S）大地阿南
- (2) 障がい者地域生活自立支援センター（ばんそう S & S）すたーと
- (3) 障がい者地域生活自立支援センター（ばんそう S & S）がんばれる作業所

2 実施日

平成 29 年 11 月 28 日（火）

3 是正及び改善を要する事項

- (1) 障がい者地域生活自立支援センター（ばんそう S & S）大地阿南
  - ア 欠席時対応加算については、欠席連絡だけでなく、利用者の状況に応じて相談・支援を行った場合に請求できるものであるため、支援を行った内容を確実に記録すること。また、一度の連絡で確認できた複数日の欠席については、支援を行った日 1 日のみが請求の対象となることに留意し、相談・援助を行うこと。
  - イ 利用者の日々の記録については、事業所と利用者（保護者）がその都度内容を確認し、情報の共有が図れるように運用すること。また、実績記録票等の請求に係る月次の書類については、日誌より転記する際に記載誤りの無いよう正確な書類作成に万全を期すこと。
- (2) 障がい者地域生活自立支援センター（ばんそう S & S）すたーと
  - ア 利用者の記録が個別の記録票、事業所全体の日誌等にばらばらに記載されており、利用者ごとの一貫した記録、利用者事業所が相互に内容を確認できる書類が作成されていない。請求書類の裏付けとなる書類の正確な記録・保存がされるように改善を行うこと。
  - イ 欠席時対応加算については、欠席連絡だけでなく、利用者の状況に応じて相談・支援を行った場合に請求できるものであるため、支援を行った内容を確実に記録すること。